

## (11) 自己点検・評価の組織体制

### (a) 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容

#### [現状の説明]

本学では、平成3年6月の大学設置基準の大綱化を受けて、平成4年3月に「自己評価委員会」が発足した。以来、毎年末に各種委員会等による自己評価結果を取りまとめた「各種委員会自己評価年次報告書」を作成してきた。また、委員会独自の活動に基づいた以下の自己点検・評価の結果を公表してきた。

平成5年度（平成6年3月発行）「これまでこれから」という自己評価報告書が作成された。これは、教育、研究、管理・運営、施設・設備の本学全体に関わる包括的自己評価であり、今回の自己点検・評価活動の基礎となっている。この報告書を作成して行く過程で、自己点検・評価の定着と継続が教育研究活動の改善に資する事を大学人が自覚したと言える。続いて、平成7年度「これまでこれから」（附属施設・附属学校編）が発刊された。この報告書は、平成5年度の報告ではその整備、運用等の概要を述べたにとどまっていた大学附属の各センターの施設と、附属学校園（附属中学校、附属小学校、附属幼稚園の3附属）について、詳細にわたって点検と評価が加えられた。学部・大学院での研究・教育と密接に関連した諸附属施設・附属学校園での活動が具体的に示された。

この2冊の「これまでこれから」の自己評価委員会の報告書の公刊以来、平成8年3月発行の「授業計画・授業評価（シラバス）」、平成9年3月発行の「教員総覧」、平成10年3月発行の「共に学ぶキャンパスライフ（大学における人権教育、大学教育の中の障害者の視点からの点検・評価）」、「奈良教育大学の地域社会への貢献」（教育・研究における社会的活動）、更には平成11年3月「卒業生による（大学での）教育活動の評価」と絶え間のない自己点検・評価を行って来た。

自己評価委員会は、表11-1の「奈良教育大学自己評価委員会規則」に基づく活動を行っている。この規則第3条第1項各号に示されるように、教授会選出教官6名、大学院研究科運営委員会から選出された委員1名、役職指定の事務局長及び学生部長の合計9名で構成されている。教授会選出教官は2年任期で、3名ずつの半数改選で交代するので、年度ごとの引き継ぎに支障が生じることはない。委員長は各年度冒頭の委員会で互選により決められ、2年目委員の3名のうちより選出することが通例となっている。ここ数年間は、出版された報告書の内容からわかるように、あるテーマを設定しての綿密な自己点検・評価活動を行う傾向があり、堅実な成果が出されていたと考える。小規模な委員会であるが、本学が恒常的な自己点検・評価を行う制度システムとして定着している。

平成11年7月の教授会において、大学基準協会維持会員の加盟申請（平成12年5月）のため、包括的な自己点検・評価活動が開始された。それぞれの点検・評価項

目について、各種委員会単位で取り組みが行われ、それらを自己評価委員会が集約・検討・分析した。必要があれば当該委員会との協議を経て、再度、点検・評価をやり直す措置をとった。委員会ごとに自己評価委員会委員の担当制を敷き、個別的協議に応じた。

#### [点検・評価] [長所と問題点]

委員会の組織単位が小さいために、委員会開催にあたっての日程が調整が容易であり、活動上の支障は少ない。具体的にテーマを絞って、地道で堅実な点検・評価活動を行うためには適切な規模であった。しかし、平成10年10月大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策」が出されて以来、状況は一変した。その答申での「4つの改革の基本理念」の3つ目で“多元的な評価システムの確立”が求められた。自己点検・評価の実施結果の公表と学外者による検証が努力義務化された。また、大学共同利用機関としての第三者評価はもちろんのこと、多面的な外部評価が求められた。もとより大学が自立的、自主的な点検・評価活動を通して不断の教育・研究の質の向上を図る事は責務であるが、要請されている取り組みで第三者への対応の方策やその範囲等、明確でない面がある。この不透明な状況下ではあるが、少なくとも、大学審議会答申の趣旨が学内で咀嚼・理解され活動として定常化するまでは、自己評価委員会の責任・負担が増大する事は避けられないであろう。自己評価委員会の守備範囲の策定が困難な状況ではあるが、現行の委員会構成・委員の選出改選法・教授会との関係等組織としての立脚基盤には大きな問題は無いと思われる。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

今後、大学は自主的自立的点検・評価のみならず、多面的な外部評価を受けなければならない。大学の存在自体を客觀化する必要がある。最も大事な点は、自己点検・評価の目的、必要性、方向、結果、公表等手順や内容につき、学内構成員の共通理解と合意を得ることである。“点検・評価をやらされる”のではなく、大学の社会的使命を認識し、それらを能動的に行う事で大学審議会答申がうたう“競争的環境下で個性が輝く大学”を達成しなければならない。ただ忘れてはならない事として、大学は教育と研究を展開する社会であり、これが“憲法”であることである。点検・評価活動ばかり熱心にやり過ぎて、教育・研究がおろそかになる事態が生じたとすれば、これは重大な憲法違反である。大学において、日常的な点検・評価活動を定着させ、それが大学の改善・改革に結びつくように自己評価委員会を機能させて行くことが一層要請されている。

## (b) 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行う制度・システムの内容

### [現状の説明]

本学では、標記の点検・評価は自己評価委員会が担っている。その結果を教育・研究の改善に資するため、まず教授会での報告と問題提起が第1手続きである。この後、教学的事項は教務委員会や学生委員会、管理運営・組織等は企画委員会、研究環境的課題は企画委員会・人事委員会が扱う事になっている。すなわち、自己点検・評価で浮き彫りになった具体的課題は、該当の各種委員会が対応・改善を図るシステムである。課題が大学全体に関わる、あるいは委員会ではすぐさま対応できない長期的なものは将来構想委員会が大学の進むべき道の検討の中に組み込まれる。複数の委員会で同時に扱うべき改善事項は、学長が座長となる運営連絡協議会（メンバー：附属図書館長、事務局長、学生部長、研究科運営委員長、企画委員長、人事委員長、将来構想委員長及び自己評価委員長）で調整されている。

大学審議会答申の4つの基本理念の3つ目に『学長のリーダシップを發揮する組織運営体制の整備による執行機関と審議機関の明確化』があった。本学でも平成12年度より学長補佐室と運営会議が設けられ、学長の判断・指導力が明確に打ち出せる体制を敷くこととなった（平成12年2月教授会）。今後、自己評価委員会が提起する問題点や課題は、この指導体制の中で扱われ、学長の判断のもと、迅速な教授会・各種運営委員会への対応・検討が求められ、適確な改善が可能となるであろう。

### [点検・評価] [長所と問題点]

平成10年10月の大学審議会答申は、21世紀での大学のあり方を規定しているが、基本的には教育・研究の質の向上とそのための不断の努力を求めており、ある意味では当然である。継続的な自己点検・評価と第三者による検証は、積極的に受け上記の不断の努力に資するべきであろう。現在、大学での管理・運営の体制が変わりつつあり、自己点検・評価の結果を、この努力に有効に生かすシステムが検討されている最中である。このシステムがきちんと整備され、各教官が自分の足下を再発見できる環境が切望される。研究と教育に邁進できる環境である。従来よりの本学での委員会制度及び大学規模を勘案すれば、自己評価委員会からの改善・改革提案が第一歩であろう。それを学長を中心とした運営会議で検討し、教授会の審議を経て学長が執行するようなシステムが考えられる。

平成5年度の「これまでこれから」の全学的包括的自己点検・評価の報告書公刊以来、継続的な活動を行って来たが、その結果を改善・改革に必ずしも結びつけられなかつた事項も確かに存在する。この事項の中には、問題とはわかりつつ改善できない状況も存在した。例えば、卒業論文研究の指導に充分な時間がかけられたかと問われれば、平成9、10年度の学部改組途中では自信を持ってYesと答えられる教官は少ないであろ

う。教官も事務官も自分の持ち場で一生懸命やっている。それでも、大学審議会答申で指摘される問題（社会との隔離、教育・研究成果の社会への還元の貧弱さ等）があるとすれば、それは構成員ではなく大学のシステムの問題と認識している。平成12年度よりの学長を中心とした管理・運営体制のもと、各教官が自分の本分である教育・研究に専念し、定着した自己点検・評価を行い、そこで見出された問題点は自己評価委員会を通じて、大学として速やかに解決していく上述のようなシステム作りが形成されると期待される。

#### [将来の改善・改革に向けた方策]

自己点検・評価結果の公表、改善への努力、第三者評価等は、大学審議会答申にうたわれており、標記の方策は前述の学長補佐体制の中で自ずから具体化するであろう。今回、大学基準協会維持会員としての加盟判定審査を受けるにあたり、多くの委員会、センター、講座、専攻等に点検・評価の協力方を依頼し、不明の点を質し、また協議しながら作業を進めた。この成果としての自己点検・評価を自己目的活動に終わることなしに、将来の発展に向けた改善・改革に結びつく制度システムの堅実な構築への契機となつたと信ずる。

---

表11-1 奈良教育大学自己評価委員会規則

(設置)

第1条 奈良教育大学学則第2条の目的を達成するために、奈良教育大学教授会規則（昭和29年4月1日制定）第9条の規定に基づき、本学に自己評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、教育研究の改善と充実に資すため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 自己評価の基本方針に関すること
- 二 教育研究活動等についての点検及び評価に関すること
- 三 評価項目に関すること
- 四 自己評価の実施及びまとめに関すること
- 五 その他自己評価に関し必要なこと

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教授会において選出された教官 6人  
ただし、同一講座に所属する委員は2人までとする。
- 二 大学院研究科運営委員会から選出された教官 1人

三 事務局長

四 学生部長

2 前項の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第一号に掲げる委員の任期は2年とし、引き続き再任は認めない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任禁止)

第5条 第3条第1項第一号及び第二号に掲げる委員は企画委員会、人事委員会、将来構想委員会、教務委員会、学生委員会及び入学試験委員会の委員を兼ねることはできない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

(委員会)

委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(教授会承認)

第9条 委員会で決定した重要な事項は、教授会に諮り、承認を得なければならない。

(事務)

第10条 委員会の事務は、庶務課及び教務課がこれに当たる。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、教授会の議を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成11年10月21日から施行する。